

# 開智国際大学学則（案）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 開智国際大学（以下「本学」という。）は、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれを躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする。

### （自己点検・評価）

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

## 第2章 組織

### （学部・学科及び人材の養成に関する教育上の目的）

第3条 本学に次の学部・学科を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科	専攻	入学定員	収容定員
教育学部 教育学科	初等教育専攻	70名	280名
	中等教育専攻	60名	240名
国際教養学部 国際教養学科	—	120名	480名
		250名	1000名

2 人材の養成に関する教育上の目的は、次に掲げるとおりとする。

#### （1）教育学部教育学科

教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成を主たる目的とする。

#### （2）国際教養学部国際教養学科

日本を学び、異文化を学び、グローバル社会に対応できる英語を学び、それらを基盤として社会に貢献できる能力を持つ人材の養成を主たる目的とする。

### （附属図書館）

第4条 本学に、附属図書館を置く。

## 第3章 教職員組織

### （教職員）

第5条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

### （事務局）

第6条 本学に、事務局を置く。

## 第4章 教授会

(教授会)

第7条 本学に、教育研究に関する重要事項等を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第8条 教授会は、学長、教授をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(その他)

第9条 この章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の期の開始日および終了日を変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 創立記念日

(4) 夏期休業 7月21日から9月20日まで

(5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 春期休業 3月16日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第14条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入 学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学、再入学及び編入学について

は、学期 の始めとすることができる。

(入学の資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学・編入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
  - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
  - (3) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 92 条の 3 に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 前項の規程により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。
- 3 再入学は正当な理由で本学を退学許可した者で、退学前の学部学科への入学を許可することができる。この場合には、既修得科目の全部または一部の再履修を命ずることがある。

## 第 8 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目を分けて、共通科目、専門科目とする。

2 前項の授業科目の種類・単位数等は、別表第 1 のとおりとする。

第22条 (削除)

(単位計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義、演習については、15時間から30時間の講義、演習をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(教育職員免許状)

第24条の2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	専攻	免許状の種類
教育学部	教育学科	初等教育専攻	小学校教諭一種免許状
		中等教育専攻	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
			中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
			中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)

- 3 その他教職課程履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規程により修得した単位については、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第28条 本学学生として、第25条及び第26条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(成績)

第29条 授業科目の試験等の成績は、S・A・B・C・D・Eの6種の評語をもって表わし、C以上を合格とする。

## 第9章 休学・転学部・留学及び退学

### (休学)

第30条 疾病その他特別の理由により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。なお、休学手続きの方法は別に定める。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間を最大4年を限度としての延長を認めることができる。

2 休学期間の始期は月初とし、終期は学期末又は学年末とする。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第14条の在学年限に算入しない。

5 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

### (転学部)

第32条 他学部への転学部を希望する者がある時は、所定の審議を経て、学長が決定する。

### (留学)

第33条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第37条に定める在学期間を含めることができる。

3 第25条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

### (退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

### (除籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第14条に定める在学年限を超えた者

(3) 第31条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 第31条第1項に定める休学期間を超えてなお復学又は退学しない者、および休学延長を認められていない者

## 第10章 進級、卒業及び学位

### (進級)

第36条 上級学年への進級に関し必要な事項は、別に定める。

### (卒業)

第37条 本学に4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、126単位以上を修得した者については、学長が教授会の意見を聴取して、卒業を認定する(詳細は別に定める)。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

### (卒業延期制度)

第37条の2 卒業を認定された者が、卒業の延期を希望する場合は、学長の許可を得なければならない。

2 卒業延期に関し必要な事項は、別に定める。

### (学位)

第38条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

教育学部教育学科	学士(教育学)
国際教養学部国際教養学科	学士(国際教養学)

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲 戒)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長が教授会の意見を聴取して、懲戒する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 本学の体面をけがした者
- (4) その他学生としての本分に著しく反した者

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、受験停止及び訓告とする。

3 その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第41条 (削除)

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可することがある。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第45条 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料等の金額)

第46条 検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第2のとおりとする。なお、入学金及び授業料等の免除、減免、入試方法の違いによる入学検定料の減額については、都度理事長が定める。

(授業料等の納期)

第47条 授業料等は毎年前期分を4月1日までに、後期分を10月1日までに納入するものとする。ただし、事情によっては、学長が延納を認めることができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第48条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第49条 休学を許可され又は命ぜられた者については、別表第2の休学在籍料を納入するものとし、休学期間の授業料、施設設備資金を免除する。

(復学等の場合の授業料)

第50条 学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第51条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第52条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

#### 第14章 公開講座

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

#### 第15章 別科

(別科)

第54条 本学に別科を置く。

2 別科に次の課程を置き、入学定員は次のとおりとする。

日本語研修課程 20名

3 別科の修業年限は2年とする。

4 別科に関する必要な事項は別に定める。

5 検定料、入学金及び授業料等の金額は別表第3のとおりとする。

#### 第16章 補則

(改廃)

第55条 本学則の改廃は、運営会議の議を経て学長が理事長に諮るものとする。

#### 附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年度から平成14年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部・学科	年 度	収 容 定 員
人文経営学部 人文経営学科	平成12年度	250名
	平成13年度	500名
	平成14年度	770名 (編入学定員3年次20名含む)

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者及び平成17年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成16年度から平成18年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成16年度	人文経営学部 人間関係学科	125名
	国際経営学科	100名
	文化芸術学科	32名
平成17年度	人文経営学部 人間関係学科	250名
	国際経営学科	200名
	文化芸術学科	64名
平成18年度	人文経営学部 人間関係学科	377名 (編入学定員3年次2名含む)
	国際経営学科	302名 (編入学定員3年次2名含む)
	文化芸術学科	98名 (編入学定員3年次2名含む)

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成15年度までに入学した者及び平成17年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者及び平成22年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第22条、第24条、第29条、第32条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 施行前に入学した者及び平成22年度までに編入学した者のうち、学芸員の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第21条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとし、第24条第3項に従い、必要な単位を修得しなければならない。
- 平成21年度から平成23年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず



次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 1 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	95名
	人間心理学科	40名
平成 2 2 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	190名
	人間心理学科	80名
平成 2 3 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	290名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	125名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	275名 (編入学定員3年次5名含む)

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年度から平成25年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 3 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	260名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	125名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	230名 (編入学定員3年次5名含む)
平成 2 4 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	330名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	170名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	280名 (編入学定員3年次5名含む)
平成 2 5 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	300名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	170名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	235名 (編入学定員3年次5名含む)

附 則

- この学則は、平成23年3月25日から施行する。ただし、平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第22条、第24条、第29条、第32条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者のうち、学芸員

の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第 21 条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとし、第 24 条第 3 項に従い、必要な単位を修得しなければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度までに入学した者及び平成 22 年度までに編入学した者に対する第 3 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 29 条、第 32 条、第 37 条、第 38 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 2 平成 20 年度までに入学した者及び平成 22 年度までに編入学した者のうち、学芸員の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第 21 条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとし、第 24 条第 3 項に従い、必要な単位を修得しなければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前までに入学した者及び平成 25 年度までに編入学した者に対する第 21 条第 2 項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 2 平成 20 年度までに入学した者及び平成 22 年度までに編入学した者のうち、学芸員の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第 21 条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとする。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度までに入学した者及び平成 27 年度までに編入学した者に対する第 21 条、第 37 条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度までに入学した者及び平成 27 年度までに編入学した者に対する第 21 条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度までに入学した者及び平成 27 年度までに編入学した者に対する第 21 条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度の収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 8 年度	リベラルアーツ学部 総合経営学科	2 6 8 名 (編入学定員 3 年次 3 名含む)
	人間心理学科	1 6 6 名 (編入学定員 3 年次 1 名含む)
	総合文化学科	1 8 6 名 (編入学定員 3 年次 1 名含む)

## 附 則

- この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前に入学した者及び平成 3 0 年度までに編入学した者に対する第 3 条、第 1 4 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 4 条、第 2 4 条の 2、第 2 7 条第 3 項、第 3 2 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 4 6 条別表第 2 の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成 2 9 年度から平成 3 1 年度までの収容定員は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 9 年度	教育学部教育学科 初等教育専攻	4 8 名
	中等教育専攻	2 4 名
	国際教養学部国際教養学科	7 8 名
平成 3 0 年度	教育学部教育学科 初等教育専攻	9 6 名
	中等教育専攻	4 8 名
	国際教養学部国際教養学科	1 5 6 名
平成 3 1 年度	教育学部教育学科 初等教育専攻	1 4 4 名
	中等教育専攻	7 2 名
	国際教養学部国際教養学科	2 3 4 名

## 附 則

- この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、平成 2 8 年度までに入学した者及び平成 3 0 年度までに編入学した者に対する第 3 条、第 1 4 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 4 条、第 2 4 条の 2、第 2 7 条第 3 項、第 3 2 条、第 3 8 条、第 4 6 条別表第 2 の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第 2 1 条別表第 1 の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行前に入学した者に対する第 21 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず改定後の第 21 条第 2 項別表第 1 に定める教育学部教育学科の授業科目については、令和元年度から令和 2 年度までの教育学部教育学科の入学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行前に入学した者に対する第 21 条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第 3 条、第 21 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 2 第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 2 令和 5 年度から令和 7 年度までの収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
令和 5 年度	教育学部教育学科	
	初等教育専攻	2 1 4 名
	中等教育専攻	1 3 2 名
	国際教養学部国際教養学科	3 5 4 名
令和 6 年度	教育学部教育学科	
	初等教育専攻	2 3 6 名
	中等教育専攻	1 6 8 名
	国際教養学部国際教養学科	3 9 6 名
令和 7 年度	教育学部教育学科	
	初等教育専攻	2 5 8 名
	中等教育専攻	2 0 4 名
	国際教養学部国際教養学科	4 3 8 名

## 学則及び履修規程の着色方法について

## 【中一種免（社会）】

【1】各教科の指導法に関する科目	灰色
------------------	----

## 【中一種免（社会）、高一種免（地理歴史）】

【1】免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項」に関する科目（「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」を含む）	水色
【2】学則・履修規定上に定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会及び地理歴史に関する科目	青色
【3】各教科の指導法に関する科目	紫色

## 【中一種免（社会）、高一種免（公民）】

【1】免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項」に関する科目（「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」を含む）	黄色
【2】学則・履修規定上に定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会及び公民に関する科目	赤色
【3】各教科の指導法に関する科目	オレンジ

## 【中一種免（社会）、高一種免（地理歴史）、高一種免（公民）】

【1】教育の基礎的理解に関する科目等	黄緑色
【2】免許法施行規則に定める大学が独自に設定する科目	ピンク
【3】66条の6に定める科目	緑色

別表第1

(教育学部教育学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
英語	英語A I	1			
	英語A II	1			
	英語B I	1			
	英語B II	1			
	英語C I	1			
	英語C II	1			
	英語D I	1			
	英語D II	1			
	英語E I	1			
	英語E II	1			
	英語F I		1		
	英語F II		1		
	英語G I		1		
	英語G II		1		
	論理的思考/表現	論理的思考法		2	
論理的表現法			2		
プレゼンテーションA (日本語)			2		
プレゼンテーションB (English)			2		
共通科目	人文科学	哲学		2	
		倫理学		2	
		宗教学		2	
		心理学概論		2	
		芸術学		2	
		言語学		2	
		日本文学史		2	
		史学概論		2	
	リベラルアーツ基礎	社会科学	憲法		2
			法学		2
			政治学		2
			経済学		2
			経営学		2
			社会学		2
	自然科学	生物学		2	
人間工学			2		
物理学			2		
地球科学			2		
環境学			2		
数学			2		
外国語	ドイツ語 I		1		
	ドイツ語 II		1		
	フランス語 I		1		
	フランス語 II		1		
	中国語 I		1		
	中国語 II		1		
スポーツ/健康	スポーツ実技 I		1		
	スポーツ実技 II		1		
	健康づくり運動論		2		
情報	AI概論		2		
	情報機器の操作 I	2			
	情報機器の操作 II		2		
	データ処理概論		2		
	情報倫理		2		

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専 門 科 目	教育学概論	2			
	教職論	2			
	教育行政学	2			
	教育方法論Ⅰ（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2			
	教育方法論Ⅱ	1			
	特別な教育的ニーズの理解と支援	2			
	教育時事問題		2		
	青少年と国際教育		2		
	心身の発達と学習過程	2			
	教育心理学			2	
	発達心理学			2	
	青年心理学			2	
	社会心理学			2	
	学校心理学			2	
	発達支援論			2	
	障がい児・者の心理学			2	
	家族心理学			2	
	臨床心理学			2	
	パーソナリティ心理学			2	
	健康心理学			2	
	道徳教育の理論と方法	2			
	総合的な学習の時間の指導法(教育課程論を含む)	2			
	特別活動の理論と方法	2			
	生徒指導と教育相談	2			
	進路指導	1			
	教育における調査と統計			2	
	国際バカロレア教育研究			2	
	ボランティア活動			1	
	国語科教育研究（書写を含む）			2	初等教育専攻必修
	社会科教育研究			2	初等教育専攻必修
	算数科教育研究			2	初等教育専攻必修
	理科教育研究			2	初等教育専攻必修
	生活科教育研究			2	初等教育専攻選択必修
	音楽科教育研究			2	初等教育専攻選択必修
	図画工作科教育研究			2	初等教育専攻選択必修
	家庭科教育研究			2	初等教育専攻選択必修
体育科教育研究			2	初等教育専攻必修	
英語科教育研究			2	初等教育専攻選択必修	
SDGsと教育			2	初等教育専攻必修	

科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専 門 科 目	英語学概論		2	中等教育専攻英語コース必修／初等教育専攻選択必修	
	英文法		2	中等教育専攻英語コース必修	
	英語文学A		2	中等教育専攻英語コース必修／初等教育専攻選択必修	
	英語文学B		2	中等教育専攻英語コース必修	
	イギリスの文学		2		
	アメリカの文学		2		
	Reading A		1	中等教育専攻英語コース必修／初等教育専攻選択必修	
	Reading B		1	中等教育専攻英語コース必修	
	Writing A		1	中等教育専攻英語コース必修／初等教育専攻選択必修	
	Writing B		1	中等教育専攻英語コース必修	
	Listening A		1	中等教育専攻英語コース必修／初等教育専攻選択必修	
	Listening B		1	中等教育専攻英語コース必修	
	Speaking A		1	中等教育専攻英語コース必修／初等教育専攻選択必修	
	Speaking B		1	中等教育専攻英語コース必修	
	異文化の理解に向けて		2	中等教育専攻英語コース必修	
	英語圏の国々の歴史と文化		2	中等教育専攻英語コース必修／初等教育専攻選択必修	
	イギリスの生活と文化		2		
	アメリカの生活と文化		2		
	ヨーロッパの生活と文化A		2		
	ヨーロッパの生活と文化B		2		
	国語学概論			2	中等教育専攻国語コース必修／初等教育専攻選択必修
	日本語の表現			2	中等教育専攻国語コース必修
	日本語文章法			2	中等教育専攻国語コース必修
	日本語のレトリック			2	
	国文学史A			2	中等教育専攻国語コース必修
	国文学史B			2	中等教育専攻国語コース必修
	日本の古典文学A			2	中等教育専攻国語コース必修／初等教育専攻選択必修
日本の古典文学B			2		
日本の近代文学A			2	中等教育専攻国語コース必修／初等教育専攻選択必修	
日本の近代文学B			2		
中国の文学			2	中等教育専攻国語コース必修／初等教育専攻選択必修	
漢文学Ⅰ			2	中等教育専攻国語コース必修	
漢文学Ⅱ			2	中等教育専攻国語コース必修	
書道			2	中等教育専攻国語コース必修／初等教育専攻選択必修	



科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専 門 科 目	地理 歴史 領域	日本史概説Ⅰ		2	中等教育専攻社会コース必修／初等教育専攻選択必修
		日本史概説Ⅱ		2	中等教育専攻社会コース必修
		日本史資料論		2	
		日本地域史研究		2	
		日本史特論Ⅰ		2	
		日本史特論Ⅱ		2	
		世界史概説		2	中等教育専攻社会コース必修
		ヨーロッパ近現代史		2	
		日韓近現代史		2	
		外国史特論Ⅰ		2	
		外国史特論Ⅱ		2	
		国際関係史（欧州を中心に）		2	
		多文化主義の地理・歴史		2	
		地理学概説		2	中等教育専攻社会コース必修／初等教育専攻選択必修
		人文地理学		2	中等教育専攻社会コース選択必修
		自然地理学		2	中等教育専攻社会コース選択必修
		地理学フィールド研究		2	
		地域問題の地理的研究		2	
		文化人類学		2	
		地誌学		2	中等教育専攻社会コース必修
		歴史総合論		2	
	地理総合論		2		
	ESD-SDGs特論Ⅰ		2		
	国際バカロレア特論Ⅰ		2		
	公民 領域	法律学概説（国際法を含む）		2	中等教育専攻社会コース必修
		政治学概説		2	中等教育専攻社会コース必修／初等教育専攻選択必修
		国際政治学		2	中等教育専攻社会コース選択必修
		現代政治理論		2	
		政治コミュニケーション論		2	
		マイノリティと人権		2	
		社会学概説		2	中等教育専攻社会コース必修／初等教育専攻選択必修
		経済学概説（国際経済を含む）		2	中等教育専攻社会コース必修
		現代リスク社会論		2	
		大衆文化論		2	
社会学特論			2		
情報社会とメディア			2		
社会調査法			2		
日本経済論			2		
哲学概説			2	中等教育専攻社会コース必修／初等教育専攻選択必修	
倫理学特論			2	中等教育専攻社会コース選択必修	
哲学原典講読			2		
差別の哲学			2		
応用哲学			2		
宗教人類学			2		
人間形成とキャリア教育論		2			
公共総合論		2			
ESD-SDGs特論Ⅱ		2			
国際バカロレア特論Ⅱ		2			
そ の 他	中等社会科探究学習論Ⅰ（地理歴史領域）		2	中等教育専攻社会コース選択必修	
	中等社会科探究学習論Ⅱ（公民領域）		2	中等教育専攻社会コース選択必修	
	中等社会科教材論Ⅰ（地理歴史領域）		2		
	中等社会科教材論Ⅱ（公民領域）		2		
	比較教育論		2		

科目区分		授業科目の名称		単位数		備考	
				必修	選択		
専門科目	小学校	初等教科教育法（国語）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（社会）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（算数）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（理科）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（生活）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（音楽）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（図画工作）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（家庭）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（体育）			2	初等教育専攻必修	
		初等教科教育法（英語）			2	初等教育専攻必修	
		中学校・高等学校	英語	英語科教育法Ⅰ			2
	英語科教育法Ⅱ				2	中等教育専攻英語コース必修	
	英語科教育法Ⅲ				2	中等教育専攻英語コース必修	
	英語科教育法Ⅳ				2	中等教育専攻英語コース必修	
	国語		国語科教育法Ⅰ			2	中等教育専攻国語コース必修
			国語科教育法Ⅱ			2	中等教育専攻国語コース必修
			国語科教育法Ⅲ			2	中等教育専攻国語コース必修
			国語科教育法Ⅳ			2	中等教育専攻国語コース必修
	社会科		中等社会科教育法Ⅰ			2	中等教育専攻社会コース必修
			中等社会科教育法Ⅲ			2	中等教育専攻社会コース必修
	史地理領域		中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅰ			2	中等教育専攻社会コース選択必修
			中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅱ			2	中等教育専攻社会コース選択必修
	領域公民		中等社会科教育法Ⅱ			2	中等教育専攻社会コース必修
			中等社会科・公民科教育法研究			2	中等教育専攻社会コース選択必修
	小学校・中学校・高等学校		教育実習Ⅰ〔小・中〕			2	
		教育実習Ⅱ〔小・中〕			2		
		教育実習Ⅲ〔中・高〕			2		
		教育実習Ⅳ〔中・高〕			2		
		教育実習Ⅴ〔小〕			2		
		教育実習事前事後指導Ⅰ〔小・中〕			1		
		教育実習事前事後指導Ⅱ〔中・高〕			1		
		教職実践演習〔小・中・高〕			2		
ゼミナール	ゼミナールⅠ		2				
	ゼミナールⅡ		2				
	ゼミナールⅢ		4				
	ゼミナールⅣ		4				

## 卒業要件

## ＜初等教育専攻＞

必修科目として46単位、選択科目として共通科目・専門科目の中から80単位以上修得すること。ただし、選択科目には、次の【1】～【3】のとおり単位を修得し、これに含ませること。

- 【1】 共通科目『リベラルアーツ基礎』の人文科学・社会科学・自然科学・外国語の4分野の中から3分野以上6単位修得。
- 【2】 専門科目『児童教育の専門科目』から初等教育専攻必修12単位修得のうえ、次の（A）～（D）のいずれか1つを選択し、10単位修得すること。
  - （A） 専門科目『児童教育の専門科目』から初等教育専攻選択必修10単位修得。
  - （B） 専門科目『英語教育の専門科目』から初等教育専攻選択必修10単位修得。
  - （C） 専門科目『国語教育の専門科目』から初等教育専攻選択必修10単位修得。
  - （D） 専門科目『社会科教育の専門科目』から初等教育専攻選択必修10単位修得。
- 【3】 専門科目『教職科目／小学校』から初等教育専攻必修20単位修得。

## ＜中等教育専攻＞

必修科目として46単位、選択科目として共通科目・専門科目の中から80単位以上修得すること。ただし、選択科目には、次の【1】～【4】のとおり単位を修得し、これに含ませること。なお、社会コースの場合、【2】～【4】において選択するAまたはBの履修方法は同一の選択肢を選択すること。

- 【1】 共通科目『リベラルアーツ基礎』の人文科学・社会科学・自然科学・外国語の4分野の中から3分野以上6単位修得。
- 【2】 英語コースの場合は、専門科目『英語教育の専門科目』から中等教育専攻英語コース必修20単位修得。  
 国語コースの場合は、専門科目『国語教育の専門科目』から中等教育専攻国語コース必修22単位修得。  
 社会コースの場合は、専門科目『社会科教育の専門科目』から中等教育専攻社会コース必修20単位修得のうえ、次の（A）または（B）のいずれかを選択し修得。
  - （A） 専門科目『社会科教育の専門科目・地理歴史領域』から「外国史特論Ⅰ」または「外国史特論Ⅱ」の2単位を修得。また、当該科目区分における中等教育専攻社会コース選択必修4単位を含む、8単位以上修得。
  - （B） 専門科目『社会科教育の専門科目・公民領域』から中等教育専攻社会コース選択必修4単位を含む、10単位以上修得。
- 【3】 英語コースの場合は、専門科目『教職科目／中学校・高等学校』から中等教育専攻英語コース必修8単位修得。  
 国語コースの場合は、専門科目『教職科目／中学校・高等学校』から中等教育専攻国語コース必修8単位修得。  
 社会コースの場合は、専門科目『教職科目／中学校・高等学校』から中等教育専攻社会コース必修6単位修得のうえ、次の（A）または（B）のいずれかを選択し修得すること。
  - （A） 専門科目『教職科目／中学校・高等学校／地理歴史領域』から中等教育専攻社会コース選択必修4単位修得。

(B) 専門科目『教職科目／中学校・高等学校／公民領域』から中等教育専攻社会コース  
選択必修2単位修得。

【4】英語コースの場合は、「イギリスの文学」「アメリカの文学」「イギリスの生活と文化」  
「アメリカの生活と文化」「ヨーロッパの生活と文化A」「ヨーロッパの生活と文化B」  
「教育時事問題」「青少年と国際教育」「教育における調査と統計」「国際バカロレア教育  
研究」の10科目の中から6単位以上修得。

国語コースの場合は、「日本語のレトリック」「日本の古典文学B」「日本の近代文学B」  
「教育時事問題」「青少年と国際教育」「教育における調査と統計」「国際バカロレア教育  
研究」の7科目の中から6単位以上修得。

社会コースの場合は、次の(A)または(B)のいずれかを選択し修得すること。

(A) 専門科目『社会科教育の専門科目・その他』及び「教育時事問題」から「中等社会科  
探究学習論Ⅰ(地理歴史領域)」の2単位を含む6単位修得。当該6単位の科目を除  
く、専門科目『社会科教育の専門科目・その他』及び「教育時事問題」または【1】～  
【3】で修得した科目を除く専門科目『社会科教育の専門科目・地理歴史領域』から2  
単位修得。

(B) 専門科目『社会科教育の専門科目・その他』及び「教育時事問題」から「中等社会科  
探究学習論Ⅱ(公民領域)」の2単位を含む6単位修得。当該6単位の科目を除く専門  
科目『社会科教育の専門科目・その他』及び「教育時事問題」または【1】～【3】で  
修得した科目を除く専門科目『社会科教育の専門科目・公民領域』から2単位修得。

## 開智国際大学教職課程履修規程（案）

### （総則）

第1条 開智国際大学学則第24条の2第3項により、教員免許状の資格を得ようとする者はこの規程の定めるところにより、必要な単位を修得しなければならない。

### （免許状の種類及び履修方法）

第2条 本学において取得できる教員免許状（教科）の種類及び専門科目の最低修得単位数は、別表第1に定めるところによる。

第3条 教員免許状取得に必要となる授業科目は、別表第2に定めるところによる。

第4条 （削除）

### （教育実習）

第5条 教育実習を希望する者は、別に定める要件を満たしていなければならない。

2 教育実習を希望する者は、実習に参加する前年度の所定の期日までに教育実習参加登録を行い、実習に参加する年度の所定の期日までに所定の「教育実習登録費」を納付しなければならない。

3 教育実習の評価は、事前事後指導を含めた実習指導内容の全般にわたり、総合的に行うものとする。

### （介護等体験）

第6条 小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状の取得希望者に必要となる介護等体験に参加する者は、別に定める要件を満たしていなければならない。

2 介護等体験に参加する者は、所定の期日までに介護等体験参加登録を行い、介護等体験に参加する年度の所定の期日までに所定の「介護等体験費」を納付しなければならない。

### （その他の事項）

第7条 その他、教員免許状の資格取得に関して必要となる事項については、教育学部教育学科において審議し、決定する。

### （改廃）

第8条 この規程の改廃は、教育学部教育学科、教授会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 平成23年度に編入学した者で、平成25年3月31日までに改正前の別表第2の規程による総合演習の単位を修得した者は、改正後の別表第2の規定による教職実践演習の単位を修得することを要しない。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第2条及び第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第2条、第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第2条、第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第2条、第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第2条、第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第2条、第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 学則及び履修規程の着色方法について

## 【中一種免（社会）】

【1】各教科の指導法に関する科目	灰色
------------------	----

## 【中一種免（社会）、高一種免（地理歴史）】

【1】免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項」に関する科目（「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」を含む）	水色
【2】学則・履修規定上に定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会及び地理歴史に関する科目	青色
【3】各教科の指導法に関する科目	紫色

## 【中一種免（社会）、高一種免（公民）】

【1】免許法施行規則に定める「教科に関する専門的事項」に関する科目（「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」を含む）	黄色
【2】学則・履修規定上に定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、社会及び公民に関する科目	赤色
【3】各教科の指導法に関する科目	オレンジ

## 【中一種免（社会）、高一種免（地理歴史）、高一種免（公民）】

【1】教育の基礎的理解に関する科目等	黄緑色
【2】免許法施行規則に定める大学が独自に設定する科目	ピンク
【3】66条の6に定める科目	緑色

## 別表第1

本学において取得できる教員免許状（教科）の種類及び最低修得単位数

区分		教員免許状（教科）	最低修得単位数				
			第66条の6に定める科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
教育学部	教育学科	初等教育専攻	小学校教諭一種免許状	8	30	27	2
		中等教育専攻 英語コース	中学校教諭一種免許状（英語）	8	28	27	4
			高等学校教諭一種免許状（英語）	8	24	23	12
		中等教育専攻 国語コース	中学校教諭一種免許状（国語）	8	28	27	4
			高等学校教諭一種免許状（国語）	8	24	23	12
		中等教育専攻 社会コース	中学校教諭一種免許状（社会）	8	28	27	4
			高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	8	24	23	12
			高等学校教諭一種免許状（公民）	8	24	23	12



## 別表第2

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(各教科共通)

免許法に定める 科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数
			必修	選択	
日本国憲法	憲法	1・2	2		2
体 育	スポーツ実技Ⅰ	1	1		2
	スポーツ実技Ⅱ	1	1		
外国語コミュニケーション	英語AⅠ	1		1	* 4カ国語の中から 1カ国語2単位 選択必修
	英語AⅡ	1		1	
	ドイツ語Ⅰ	1・2		1	
	ドイツ語Ⅱ	1・2		1	
	フランス語Ⅰ	1・2		1	
	フランス語Ⅱ	1・2		1	
	中国語Ⅰ	1・2		1	
	中国語Ⅱ	1・2		1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報機器の操作Ⅰ	1	2		2

## (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数	
					必修	選択		
初等教育専攻	小一種免	教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	国語科教育研究 (書写を含む)	2	2		小一種免 30以上
				国語学概論	1		2	
				日本の古典文学A	2		2	
				日本の近代文学A	2		2	
				中国の文学	2		2	
				書道	1		2	
			社会	社会科教育研究	2	2		
				日本史概説Ⅰ	1		2	
				地理学概説	1		2	
				政治学概説	2		2	
				社会学概説	2		2	
				哲学概説	1		2	
			算数	算数科教育研究	2	2		
			理科	理科教育研究	1	2		
			生活	生活科教育研究	2		2	
			音楽	音楽科教育研究	1		2	
			図画工作	図画工作科教育研究	2		2	
			家庭	家庭科教育研究	2		2	
			体育	体育科教育研究	1	2		
			外国語	英語科教育研究	2		2	
				英語学概論	1		2	
				英語文学A	3		2	
				Reading A	2		1	
				Writing A	2		1	
				Listening A	2		1	
				Speaking A	2		1	
				英語圏の国々の歴史と文化	3		2	
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語 (書写を含む。)	初等教科教育法 (国語)	3	2		
			社会	初等教科教育法 (社会)	3	2		
			算数	初等教科教育法 (算数)	3	2		
			理科	初等教科教育法 (理科)	2	2		
			生活	初等教科教育法 (生活)	3	2		
			音楽	初等教科教育法 (音楽)	2	2		
図画工作	初等教科教育法 (図画工作)		3	2				
家庭	初等教科教育法 (家庭)		3	2				
体育	初等教科教育法 (体育)		3	2				
外国語	初等教科教育法 (英語)		3	2				

注) 「教科に関する専門的事項」から必修10単位を修得し、選択科目として次の①～④のうち、いずれか一つの履修方法から10単位を修得すること。

- ①免許法に定める科目区分『「生活」、「音楽」、「図画工作」、「家庭」、「外国語」の教育研究科目10単位』
- ②免許法に定める科目区分『「国語」から選択科目10単位』
- ③免許法に定める科目区分『「社会」から選択科目10単位』
- ④免許法に定める科目区分『「外国語」から教育研究科目を除く選択科目10単位』

注) 「各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)」から必修20単位を修得すること。

## (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分		授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数	
						必修	選択		
中等教育専攻・英語コース	中一種免(英語)		英語学	英語学概論	1	2		中一種免 28以上	
				英文法	2	2			
			英語文学	英語文学A	3	2			
				英語文学B	3	2			
	高一種免(英語)	教科に関する専門的事項	英語コミュニケーション	Reading A	2	1			高一種免 24以上
				Reading B	2	1			
				Writing A	2	1			
				Writing B	2	1			
				Listening A	2	1			
				Listening B	2	1			
				Speaking A	2	1			
				Speaking B	2	1			
	異文化理解	異文化の理解に向けて	2	2					
		英語圏の国々の歴史と文化	3	2					
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			英語科教育法Ⅰ	2	2			
				英語科教育法Ⅱ	2	2			
				英語科教育法Ⅲ	3	2			
				英語科教育法Ⅳ	3	2			

注) 中一種免、高一種免にかかわらず「教科に関する専門的事項」から必修20単位、及び「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から必修8単位を修得すること。

## (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数		
					必修	選択			
中等教育専攻・国語コース	中一種免 (国語)	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	国語学概論	1	2		中一種免 28以上 高一種免 24以上 中一種免のみ		
			日本語の表現	2	2				
			日本語文章法	2	2				
	高一種免 (国語)	国文学(国文学史を含む。)	国文学史A	1	2				
			国文学史B	1	2				
			日本の古典文学A	2	2				
	漢文学	漢文学	日本の近代文学A	2	2				
			中国の文学	2	2				
			漢文学I	2	2				
	書道 (書写を中心とする。)	書道	漢文学II	3	2				
			書道	1	2				
			各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育法I	2		2	
					国語科教育法II	2		2	
	国語科教育法III	3			2				
	国語科教育法IV	3			2				

注) <中一種免の場合>

「教科に関する専門的事項」から必修22単位、及び「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から必修8単位を修得すること。

注) <高一種免の場合>

「教科に関する専門的事項」から必修20単位(「書道」は除く)、及び「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から必修8単位を修得すること。

## (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数
					必修	選択	
中等教育専攻・社会コース	中一種免(社会)	日本史・外国史	日本史概説Ⅰ	1	2		中一種免 20以上
			日本史概説Ⅱ	2	2		
			世界史概説	1	2		
			史学概論	1・2・3・4		2	
			日本史資料論	2		2	
			日本地域史研究	2		2	
			ヨーロッパ近現代史	2		2	
			日韓近現代史	2		2	
		地理学(地誌を含む。)	地理学概説	1	2		
			地誌学	2	2		
			地理学フィールド研究	2		2	
			地域問題の地理的研究	2		2	
			文化人類学	1・2・3・4		2	
		「法学、政治学」	法学概説(国際法を含む)	2	2		
			政治学概説	2	2		
			現代政治理論	2		2	
			政治コミュニケーション論	2		2	
		「社会学、経済学」	社会学概説	2	2		
			経済学概説(国際経済を含む)	2	2		
			現代リスク社会論	2		2	
			大衆文化論	2・3・4		2	
			日本経済論	2・3・4		2	
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概説	1	2		
			哲学原典講読	2		2	
			差別の哲学	2		2	
			宗教学	1・2・3・4		2	
			宗教人類学	2・3・4		2	
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	歴史総合論	3		2	
			地理総合論	3		2	
			公共総合論	3		2	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等社会科教育法Ⅰ	2	2		
			中等社会科教育法Ⅱ	2	2		
			中等社会科教育法Ⅲ	3	2		
			中等社会科・公民科教育法研究	3		2	
			中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅰ	3		2	
			中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅱ	3		2	

注) 「教科に関する専門的事項」及び「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」から必修20単位を修得すること。

注) 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から必修6単位及び「中等社会科・公民科教育法研究」の2単位または「中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅰ」「中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅱ」の2科目4単位を修得すること。

## (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数	
					必修	選択		
中等教育専攻・社会コース	高一種免(地理歴史)	教科に関する専門的事項	日本史	日本史概説Ⅰ	1	2		高一種免 20以上
				日本史概説Ⅱ	2	2		
				史学概論	1・2・3・4		2	
				日本史資料論	2		2	
				日本地域史研究	2		2	
				日本史特論Ⅰ	2		2	
				日本史特論Ⅱ	3		2	
			外国史	世界史概説	1	2		
				ヨーロッパ近現代史	2		2	
				日韓近現代史	2		2	
				外国史特論Ⅰ	2		2	
				外国史特論Ⅱ	3		2	
				国際関係史(欧州を中心に)	2		2	
				多文化主義の地理・歴史	2		2	
		人文地理学・自然地理学	地理学概説	1	2			
			人文地理学	2	2			
			自然地理学	2	2			
			地理学フィールド研究	2		2		
			地域問題の地理的研究	2		2		
			文化人類学	1・2・3・4		2		
			地誌	2	2			
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	歴史総合論	3		2		
			地理総合論	3		2		
			ESD-SDGs特論Ⅰ	2		2		
			国際バカロレア特論Ⅰ	2		2		
			各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅰ	3	2		
			中等社会科・地理歴史科教育法研究Ⅱ	3	2			
							高一種免 4以上	

注) 「教科に関する専門的事項」及び「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」から必修14単位を修得し、選択科目から「外国史特論Ⅰ」または「外国史特論Ⅱ」のいずれか2単位を含む6単位以上修得すること。

注) 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から必修4単位を修得すること。

## (2) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数	
					必修	選択		
中等教育専攻・社会コース	高一種免(公民)	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	法律学概説(国際法を含む)	2	2		高一種免 20以上	
			政治学概説	2	2			
			国際政治学	2	2			
			現代政治理論	2		2		
			政治コミュニケーション論	2		2		
			マイノリティと人権	2		2		
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概説	2	2			
			経済学概説(国際経済を含む)	2	2			
			現代リスク社会論	2		2		
			大衆文化論	2・3・4		2		
			社会学特論	2		2		
			情報社会とメディア	2		2		
			社会調査法	2		2		
			日本経済論	2・3・4		2		
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概説	1	2			
			倫理学特論	2	2			
			哲学原典講読	2		2		
			差別の哲学	2		2		
			応用哲学	2		2		
			宗教学	1・2・3・4		2		
			宗教人類学	2・3・4		2		
			人間形成とキャリア教育論	2		2		
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	公共総合論	3		2		
			ESD-SDGs特論Ⅱ	3		2		
			国際バカロレア特論Ⅱ	2		2		
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等社会科教育法Ⅱ	2	2			高一種免 4以上
			中等社会科・公民科教育法研究	3	2			

注) 「教科に関する専門的事項」及び「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」から必修14単位を修得し、選択科目から6単位以上修得すること。

注) 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」から必修4単位を修得すること。

## (3) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

専攻	免許状 種類	免許法に定める 科目区分	授業科目	開講 年次	単位		最低修得 単位数
					必修	選択	
初 等 教 育 専 攻	小一 種 免	教育の基礎的理解 に関する科目	教育学概論	1	2		小一 種 免  27以上
			教職論	1	2		
			教育行政学	1	2		
			心身の発達と学習過程	1	2		
			特別な教育的ニーズの理解と支援	2	2		
		道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	道徳教育の理論と方法	2	2		
			総合的な学習の時間の指導法（教育課程論を含む）	2	2		
			特別活動の理論と方法	1	2		
			教育方法論Ⅰ（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	1	2		
			教育方法論Ⅱ	2	1		
			生徒指導と教育相談	3	2		
			進路指導	3	1		
		教育実践に関する 科目	教育実習Ⅰ〔小・中〕	4	2		
			教育実習Ⅱ〔小・中〕	4	2		
			教育実習Ⅴ〔小〕	4		2	
			教育実習事前事後指導Ⅰ〔小・中〕	4	1		
			教職実践演習〔小・中・高〕	4	2		

注) 「教育の基礎的理解に関する科目」から必修10単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から必修12単位、及び「教育実践に関する科目」から必修7単位修得すること。



## (3) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数
					必修	選択	
中等教育専攻・英語コース ／ 国語コース ／ 社会コース	中一種免 (英語) (国語) (社会)	教育の基礎的理解に関する科目	教育学概論	1	2		中一種免 27以上
			教職論	1	2		
			教育行政学	1	2		
			心身の発達と学習過程	1	2		
			特別な教育的ニーズの理解と支援	2	2		
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と方法	2	2		中一種免のみ
			総合的な学習の時間の指導法(教育課程論を含む)	2	2		
			特別活動の理論と方法	1	2		
			教育方法論Ⅰ(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	1	2		
			教育方法論Ⅱ	2	1		
			生徒指導と教育相談	3	2		
			進路指導	3	1		
		教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ[小・中]	4		2	中一種免のみ
			教育実習Ⅱ[小・中]	4		2	中一種免のみ
			教育実習Ⅲ[中・高]	4	2		中一種免のみ
	教育実習Ⅳ[中・高]		4	2			
	教育実習事前事後指導Ⅰ[小・中]		4		1		
	教育実習事前事後指導Ⅱ[中・高]		4	1			
	教職実践演習[小・中・高]		4	2			

注) <中一種免の場合>

「教育の基礎的理解に関する科目」から必修10単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から必修12単位、及び「教育実践に関する科目」から必修7単位を修得すること。

注) <高一種免の場合>

「教育の基礎的理解に関する科目」から必修10単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」から必修10単位、及び「教育実践に関する科目」から必修7単位を修得すること。

## (4) 「大学が独自に設定する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数
					必修	選択	
初等教育専攻	小一種免	大学が独自に設定する科目	SDGsと教育	3	2		2以上
			国際バカロレア教育研究	3		2	

注) 「大学が独自に設定する科目」から必修2単位を修得すること。

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数
					必修	選択	
中等教育専攻・英語コース	中一種免(英語)	大学が独自に設定する科目	イギリスの文学	1		2	中一種免 4以上
			アメリカの文学	1		2	
			イギリスの生活と文化	1		2	
			アメリカの生活と文化	1		2	
	高一種免(英語)		ヨーロッパの生活と文化A	3		2	高一種免 12以上
			ヨーロッパの生活と文化B	3		2	
			教育時事問題	3		2	
			青少年と国際教育	3		2	
			教育における調査と統計	3		2	
			国際バカロレア教育研究	3		2	

注) <中一種免(英語)の場合>

「大学が独自に設定する科目」の授業科目または、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目から、併せて4単位以上を修得すること。

注) <高一種免(英語)の場合>

「大学が独自に設定する科目」の授業科目または、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目から、併せて12単位以上を修得すること。

## (4) 「大学が独自に設定する科目」

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数
					必修	選択	
中等教育専攻・国語コース	中一種免 (国語)	大学が独自に設定する科目	日本語のレトリック	3		2	中一種免 4以上
			日本の古典文学B	3		2	
			日本の近代文学B	3		2	
	高一種免 (国語)		教育時事問題	3		2	高一種免 12以上
			青少年と国際教育	3		2	
			教育における調査と統計	3		2	
			国際バカロレア教育研究	3		2	

注) <中一種免(国語)の場合>

「大学が独自に設定する科目」の授業科目または、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目から、併せて4単位以上を修得すること。

注) <高一種免(国語)の場合>

「大学が独自に設定する科目」の授業科目または、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目から、併せて12単位以上を修得すること。

専攻	免許状種類	免許法に定める科目区分	授業科目	開講年次	単位		最低修得単位数
					必修	選択	
中等教育専攻・社会コース	中一種免 (社会)	大学が独自に設定する科目	中等社会科探究学習論Ⅰ(地理歴史領域)	3		2	中一種免 4以上
			中等社会科探究学習論Ⅱ(公民領域)	3		2	
			中等社会科教材論Ⅰ(地理歴史領域)	3		2	
	高一種免 (地理歴史) (公民)		中等社会科教材論Ⅱ(公民領域)	3		2	高一種免 12以上
			比較教育論	2		2	
			教育時事問題	3		2	

注) <中一種免(社会)の場合>

「中等社会科探究学習論Ⅰ(地理歴史領域)」または「中等社会科探究学習論Ⅱ(公民領域)」のいずれか2単位を修得すること。

また、「大学が独自に設定する科目」の授業科目または、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目から、併せて2単位以上を修得すること。

注) <高一種免(地理歴史)の場合>

①「中等社会科探究学習論Ⅰ(地理歴史領域)」の2単位を含む6単位を修得すること。

②上記①で修得した科目の単位を除く「大学が独自に設定する科目」の授業科目または、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目から、併せて6単位以上を修得すること。

注) <高一種免(公民)の場合>

①「中等社会科探究学習論Ⅱ(公民領域)」の2単位を含む6単位を修得すること。

②上記①で修得した科目の単位を除く「大学が独自に設定する科目」の授業科目または、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目から、併せて6単位以上を修得すること。